

関係自治体への意見照会の結果について

2018年2月5日(月)～19日(月)において、関係自治体(岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び静岡県並びにその管下の関係市町村)に対し、取りまとめ骨子案について意見照会を実施(関係市町村については各都県経由で意見照会)。各自治体から頂いた意見及び環境省の見解は以下のとおり(これらのほか、形式的な修正に係る意見については、取りまとめ案に適宜反映している)。

1. はじめに

特段の意見なし。

2. 除染、中間貯蔵および汚染廃棄物の処理の状況

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
(1) 除染		
総論	<p>【除染の進捗】</p> <ul style="list-style-type: none"> 除染特別地域の除染は終わっており、県内の汚染状況重点調査地域の除染は実施中と読めます。面的は終わったとしても、現在も除染特別地域の除染は実施中です。早期完了を目指していないのでしょうか。【福島県南相馬市】 	<p>2018年3月19日までに8県・100市町村における全ての面的除染が完了したところです。なお、面的除染後のフォローアップ除染については、別途記載しております。</p>
	<p>【除染の効果①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 除染の効果については記載されていますが、長期目標について触れられていません。【福島県南相馬市】 	<p>今般の施行状況検討会においては、平成27年度取りまとめにおいて、除染実施計画が終了する時期を目途に改めて点検をするべきとされていたことを踏まえ行っているものであり、除染の効果については、除染特別地域における計画に基づく除染の効果について評価し、記載しております。長期目標については引き続き、除染のみならず、モニタリングや食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の施策を通じ、住民の方々が生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指してまいります。</p>
	<p>【除染の効果②】</p> <ul style="list-style-type: none"> どの部分の除染でのことかを明記すべきだ。根拠データも示すべき。%だけでなく具体的な数値(何μSv/hが何μSv/hになったのか)も示すべきだ。10が4.2になったのか、1が0.42になったのかでは、評価が大きく違う。また、自然減衰(物理的半減)についても触れるべきだ。【福島県伊達市】 「除染の効果については、国直轄除染地域における除染直後のモニタリングの結果、平均で約58%の低下が確認され～」について、「除染の効果については、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染直後のモニタリングの結果、放射線量の低下が確認され～」に修正すべき。【福島県】 	<p>ご指摘を踏まえ、取りまとめ案に反映します。</p> <p>なお、除染の効果については、除染直前と直後の値を比較したものです。</p> <p>また、汚染状況重点調査地域における除染の効果については、除染特別地域と同様の定量的評価は困難であるものの、除染前後の線量測定等により効果は確認されており、ご指摘を踏まえ、汚染状況重点調査地域における除染の効果についても、福島県内のデータのある市町村に係るものを記載いたします。</p>
	<p>【除染の効果③】</p> <ul style="list-style-type: none"> これ(※注:「…約13年早く線量低減を実現実施したと推計される。」)だけを強調するのは、除染が遅れたことを正当化しようとする思惑が感じられて好ましくない。もし記載するのであれば、除染が遅れたことで何年分が「遅れた」のかも併記すべきである。【福島県伊達市】 なお書き以下について、言及する必要があるのか。【茨城県土浦市】 	<p>当該記載については、除染特別地域において行った事業について、データに基づき、除染の効果をわかりやすく伝えるためのものです。</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>【指定解除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「除染の進捗や線量低減等を背景とし、これまで 12 の市町村で……指定解除が行われた」とあるが、指定されたが除染も計画も未実施など、状況的に指定解除が容易だったところがある一方で、国のガイドラインどおりに除染を実施したところについては、除染土壌等の最終処分ができないため指定解除できないのではないかと。放射線量低減は物理的に当然だが除去土壌の最終処分問題、除去土壌の現場保管、住民感情等、市町村それぞれの事情があることもまず<総論>に記述すべきではないかと。【群馬県下仁田町】 	<p>汚染状況重点調査地域の解除に当たっての詳細や環境省としての考え方については、頂いたご指摘も踏まえつつ、今後、取りまとめの内容も踏まえ、解釈通知の発出等によって、関係自治体に丁寧に説明・周知することを考えております。</p> <p>なお、県外除去土壌の処分に当たっては、本年度設置した「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」における議論を踏まえ、今後、実証事業を通じて処分方法の安全性等を検証していく予定です。実証事業の結果が取りまとめられた後は、速やかに処分方法を検討してまいります。</p>
除去土壌等	<p>【除去土壌等の保管状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> たしか、飯舘村でのフレコン流出は H27 年 9 月であったと思う。その事案があったのにもかかわらず、この表現は適切なのか？それとも、飯舘の事案は、前回の検討会で報告があったのか？ 【福島県伊達市】 <p>【除去土壌の処分の検討状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「検討チーム」会合の中で処分方法として検討されている埋立等に当たり、実際の処分に先立ち想定される地域住民等への説明の際は、国の責任において丁寧な対応が行われるよう配慮願いたい。【岩手県】 福島県外の除去土壌については、検討チームにおいて処分基準の検討が始まったところであるが、基準について早急に策定するとともに、その最終処分場の確保に関する具体的な方向性を示すなど、除去土壌の処分について国が責任を持って対処していただきたい。【千葉県】 	<p>不適正除染事案については、「除染適正化推進委員会」において議論が行われてきたところであり、ご指摘の「飯舘村における土のう袋等の流出事案」についても、2016 年 5 月に開催された除染適正化推進委員会（第 4 回）において報告され、再発防止策が講じられています。</p> <p>福島県外の除去土壌については、特措法に基づき、除染実施者である市町村等が行った除染による発生物であるため、除去土壌の処分についても、各市町村等においてご対応いただくこととなりますが、環境省としても、適切に処分方法を策定するとともに、必要な財政措置や技術的な支援を行ってまいります。</p>
森林の放射性物質汚染対策	特段の意見なし。	
帰還困難区域の取り扱い	<p>【南相馬市の帰還困難区域の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南相馬市の帰還困難区域について、市の状況から帰還困難区域の除染等について、どのように取り扱いを考えているのか不明。【福島県南相馬市】 	<p>帰還困難区域については、昨年 5 月に改正された「福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）」に基づく特定復興再生拠点区域制度の下で取組を進めていくこととされています。</p>
予算・求償等の状況	<p>【賠償義務の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東電の賠償義務を明確化し、現時点で賠償されていない費用についても市町村の負担が生じないよう国から東電に厳しく指導することを盛り込んだ内容とすること。【栃木県鹿沼市】 	<p>原子力事業者の賠償義務については、一義的には「原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）」において規定されているため、本検討会における取りまとめには馴染まないものと考えております。</p>
(2) 中間貯蔵施設		
総論	特段の意見なし。	
中間貯蔵施設に係る用地取得の状況	<p>【用地取得の進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「着実」はないのではないかと。むしろ「遅れている」という表現が正しいのではないかと。せめて「遅れたものの、進捗はしてきている」と書くべきと思う。【福島県伊達市】 	<p>2016 年 3 月に公表しました「中間貯蔵施設に係る「当面 5 年間の見通し」」に示されている幅の上限で推移していることから、「着実」と記載しております。</p>
中間貯蔵施設の整備の状況	特段の意見なし。	
中間貯蔵施設への輸送の状況	特段の意見なし。	
除去土壌の減容・再生利用	<p>【国の責任による再生利用先の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生利用について、再生利用先の確保に関しては、国の責任において対応がなされるよう配慮願いたい。【岩手県】 除去土壌の再生利用先は国の責任で確保することを盛り込んだ内容とすること。【栃木県鹿沼市】 	<p>頂いたご指摘を参考に、今後、再生利用の制度の検討を進めてまいります。</p>
(3) 汚染廃棄物の処理		
総論	<p>【特定廃棄物以外の廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定廃棄物以外の廃棄物は、従来どおり、廃棄物処理法に基づき処理されることとなる」としているが、県内の被災地域においては解決していない問題点もあることから（理由のとおり）、次の課題に言及すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質に汚染された廃棄物については、安全性の周知や正しい知識の普及が 	<p>放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、周辺住民及び作業員いずれの安全も確保した上での処理が可能です。一方、ご理解のとおり、処理が円滑に進んでいない場合があることも承知しており、国としても、取りまとめ案 3.(4) で記載するような廃棄物の性状やその処理に係る安全性についての普及啓発を行うこと等により、処理が進むよう引き続き取り組んでまいります。</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>不足していること等により、その一部について、放射線に対する不安から処理が円滑に進まない状況があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の処理が可能とされている 8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物のうち、避難区域の住宅修繕から発生する廃棄物等、処理が滞っているものについては、処理を促進するための支援を行い、必要な予算を確保すべきこと。【福島県】 ・「特定廃棄物以外の廃棄物は、従来どおり、廃棄物処理法に基づき処理されることとなる」と記載しているが、福島第一原子力発電所事故以降 7 年が経過しようとしており、除染廃棄物の保管も長期化していることから、一部の除染廃棄物（草木類）については、一般廃棄物として焼却することが困難な状態へ改質・変容するケースが顕在化しつつある。廃掃法の枠組みでの処理において、そのような現状があることを認識していることを含んだ表現とすることが望ましい。【茨城県東海村】 	<p>除染廃棄物を長期保管し、性状の変化等が生じた場合においても、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、周辺住民及び作業員いずれの安全も確保した上での処理が可能です。なお、引き続き除染廃棄物を保管される場合には、特措法に基づき、適切に保管を行っていただくようお願いいたします。</p>
<p>総論／対策地域内廃棄物</p>	<p>【対策地域内廃棄物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「～することとされている」「完了している」はあまりにも「他人事」のような表記であり、「できている」のか「できていないのか」の検証を記載すべき。対策地域内廃棄物の最後だけ「完了」の表記があり、全体がうまくいっているかのような誤解を与える。まだ未了なのだから「2 施設では処理が済んでいるものの、～」との表記にすべきである。【福島県伊達市】 ・「特措法においては、「対象地域内廃棄物」と「指定廃棄物」については、「特定廃棄物」として、国が処理を実施しなければならないとされている。」と修正すべき。【新潟県】 	<p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。また、引き続き速やかな対策地域内廃棄物の処理完了に努めてまいります。</p>
<p>総論／福島県以外の指定廃棄物</p>	<p>【指定解除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定解除については、国の一方的な解除は受け入れられないと考える。【栃木県那珂川町】 ・国が一方的に解除する仕組みであるとの誤解を生じさせないよう、特措法施行規則に基づき「平成 28 年 4 月、放射性物質汚染対処特措法施行規則が改正され、環境大臣は指定廃棄物に係る一時保管者等に協議を行った上で、8,000Bq/kg を下回った指定廃棄物の指定を解除できる仕組みが整備された。」と修正すべき。【新潟県】 ・8,000Bq/kg 以下になった指定廃棄物の処理先の確保が困難なため、段階的処理の実施にあたって、国は積極的に具体的な処理先の確保のための調査及び処理費の負担等を行っていただきたい。【群馬県前橋市】 	<p>特措法の施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号。以下「特措法規則」という。）により、指定解除に当たっては、環境大臣が当該指定廃棄物の一時保管者及び指定解除後の処理責任者である市町村又は排出事業者と協議することとされています。この趣旨を明確にするためご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。</p> <p>また、これらの関係者の理解が得られ指定を解除した後については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 28 年 4 月 28 日）でお示ししているとおり、国としても、指定解除後の廃棄物の処理が最後まで円滑に進むよう、処理業者、周辺住民等の関係者に対する処理の安全性の説明等の技術的支援を行うとともに、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金により処理費用の財政的支援を行ってまいります。</p>
<p>対策地域内廃棄物／福島県内の指定廃棄物</p>	<p>【福島県における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の被災地域においては解決していない問題点もあることから、次の課題に言及すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 汚染廃棄物のうち、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物については、速やかな処理が求められること。 ○ 福島復興再生特措法に基づく特定復興再生拠点区域の整備事業や、それ以外の帰還困難区域における復旧・復興事業から発生する廃棄物については、その処理方針が示されておらず、その処理が極めて困難になることが見込まれること。 ○ 特措法第 13 条に規定されている対策地域内廃棄物の範囲について、「事業活動に伴い生じた廃棄物」は、平成 24 年 4 月 13 日の省令改正によりその範囲から除外されたが、店舗等から事業再開に伴って排出される廃棄物、工場内に残置された廃棄物、建物等修繕廃棄物等は、震災や原発事故による避難により廃棄等処分せざるを得なくなったもの、また、省令改正時点で既に廃棄物となっていたものについて震災や原発事故前の事業活動を再開させるために排出するものであるため、これを国が処理することにより対策地域外の事業者との間に競争上の不公平が生じるとは考えられず、対策地域内廃棄物に含めるよう解釈、運用すべきである。【福島県】 	<p>対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の速やかな処理について、ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。また、帰還困難区域への対応及び対策地域廃棄物の範囲については、以下のとおり考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域における対応については、地元とよく相談しながら、特定復興再生拠点区域の家屋解体や片付けごみの回収等を進めていきたいと考えています。特定復興再生拠点の整備に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物については、個別に関係する自治体や事業者等と相談しながら、事業活動の再開、特定復興再生拠点の整備等に支障が生じないよう対応していくこととしております。 ・汚染廃棄物対策地域内において事業活動を再開するために排出された廃棄物や建設副産物等の事業活動に伴い発生する廃棄物は、廃棄物処理法に基づき排出事業者の責任で処理していただくこととなっています。環境省としても、関係者と連携して処理が滞らないよう取り組んでまいります。
<p>福島県内の指定廃棄物</p>	<p>【指定廃棄物の減容化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本文の表記中「福島市及び郡山市において実施されていた下水汚泥の減容化事業は、平成 28 年 5 月末までに完了している。」について、事業主体についての記載であるならば「福島県及び福島市において実施されていた下水汚泥の減容化は、平成 29 年 2 月 	<p>全ての関係者が汚染廃棄物の処理を進めるために取り組んでいくことが重要と考えていますが、当該箇所においては、国として実施した施策及びその実施場所を記載することとさせていただきます。</p> <p>また、仮設焼却炉については、ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。事業の推進</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>未までに完了している。」と修正した方が望ましい。また、場所をのべるのであれば、「福島市、郡山市及び国見町において…」とした方が望ましい。【福島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの焼却炉にトラブルがあったはず。そうした事実は書いておくべきと思う。【福島県伊達市】 <p>【特定廃棄物埋立処分施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「遅れたが」と入れるべきである。また「H〇〇年からの搬入を目指したが、遅れてH29年11月になった」と記すべき。【福島県伊達市】 	<p>に当たっては、事故等のトラブルがあったことを踏まえ、事故防止を徹底してまいります。</p> <p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。また、今後の特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物の搬入については安全を第一としつつ速やかに実施してまいります。</p>
福島県以外の指定廃棄物	<p>【候補地選定手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市町村長会議での議論を経て環境省が決定した選定手法に基づき」等、選定手法を決定した主体を明確にすること。【栃木県鹿沼市】 <p>【各県における対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分たち（環境省）が、なぜ納得させられないのかを客観的に表記すべきである。そうしたことができていないから、実施に至らないのであって、地元が反対するから実施できないのではない。【福島県伊達市】 「当該方針に基づく処理の実施に向けた調整が行われている」の表現については、栃木県内における保管市町の方針が異なるため、調整が行われているとは理解していないと考える。【栃木県那珂川町】 「・さらに、千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の理解を得る努力が継続されている。」について、「千葉県」の表記を「千葉県内」に修正。【千葉県】 千葉県においては、平成27年4月に長期管理施設の詳細調査候補地が示された後、平成27年12月に該当候補地である自治体から詳細調査の受け入れはできない旨の回答があったと報道がありましたが、それ以後、地元住民、自治体等の理解を得るため、具体的にどのような努力をされているのでしょうか。【千葉県松戸市】 	<p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。</p> <p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。また、環境省として引き続き、地元の状況を踏まえつつ関係者への丁寧な説明や意見交換等の取組を続けてまいります。ご指摘の栃木県における保管農家の負担軽減策については、現在、関係市町からご意向・ご要望をお伺いし、個別の方針について協議させていただいているところであり、当該協議について記載しています。また、千葉県における取組については、長期管理施設の詳細調査の実施についてご理解を得るため、現在、関係市町村の担当者をはじめとする地元の関係者と対話を重ねているところです。現時点において具体的なスケジュールをお示しできる状況ではありませんが、今後とも、関係者との対話の努力を継続し、問題の解決に向けて取り組んでまいります。</p>
特定一般廃棄物・特定産業廃棄物	<p>【再生利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理方法において、「再生利用」を明記しているところであるが、そのためには、特定廃棄物の再生利用後の対応（規格、利用先の確保等）について検討を進める必要がある。【岩手県】 <p>【最終処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 8,000Bq/kg以下の廃棄物については、安全に処理可能であると確認されているとありますが、未だ最終処分事業者及び受入自治体の安全評価が得られていない現状があります。その影響評価の理解を得るための具体的な活動をお示ししていただきたい。【千葉県松戸市】 「8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法で、周辺住民及び作業員のいずれにとっても安全に処理可能であることが、処理プロセス全体についての放射性物質による影響評価を通じて確認されている。」と記載しているが、民間最終処分場では、それより低い値の自主規制値を設定している状況が見受けられる。【千葉県柏市】 ＜特定一般廃棄物・特定産業廃棄物＞の項目を＜特定廃棄物以外の廃棄物＞に修文し、「～確認されている。」の次に、以下を記載する。『・しかしながら、一部の最終処分事業者等において独自基準が設けられていることなどにより、依然として処分が進まない状況がある。』【千葉県】 <p>【埋立基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定一般廃棄物の埋立処分に上乘せされた埋立基準（特定一般廃棄物となったばいじんは、放射性物質が溶出しないよう、最終処分場に埋め立てた後、上部を不透水層にして雨水の浸入を防止する）において、埋め立てた特定一般廃棄物の指定を解除する仕組みなど、将来的な取扱いについて明確にすること。【栃木県宇都宮市】 <p>【特定一般廃棄物処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栃木県に所在する一般廃棄物の焼却施設は、特措法に基づく「特定一般廃棄物処理施設」に該当することとなるが、行政区域内の焼却施設が、国の認定を受け、全て「一般 	<p>ここでは再生利用も含めた通常の方法で安全に8,000 Bq/kg以下の廃棄物の処理が可能であることをお示ししているものです。引き続き様々な処理方法を含めて汚染廃棄物の処理が進むよう取り組んでまいります。</p> <p>放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常の方法で適切な管理を行うことにより、周辺住民及び作業員の安全も確保した上での処理が可能です。一方、ご理解のとおり、処理が円滑に進んでいない場合があることも承知しており、国としても、廃棄物の性状やその処理に係る安全性についての普及啓発を行うこと等により、処理が進むよう引き続き取り組んでまいります。</p> <p>特定一般廃棄物の埋立基準については、ばいじんに含まれる放射性セシウムには溶出しやすいものもあることから、ばいじんを埋め立てる際には雨水が浸入しないための措置を講ずるものとしているところ、その趣旨に鑑み、引き続き適切にご対応いただく必要があります。</p> <p>特措法規則第32条に定める環境大臣の確認については、施設ごとの状況を勘案して適用されるものであり、施設ごとに環境大臣の確認を受けていただく必要があります。なお、環境省はこれまでも特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直しを実施しており、今後とも、</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>廃棄物処理施設」である場合は、新たに建設する一般廃棄物の焼却施設は、国の確認を受けずとも、市町村単位などの行政区域毎に特措法の適用除外となるよう、法改正を行うこと。【栃木県宇都宮市】</p> <p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市では最終処分場の放流水及び地下水の放射性物質を毎月測定しているが、今まで放射性物質が検出されたことがなく、こういった場合測定対象から除外されないか、検討をしていただきたい。【群馬県館林市】 	<p>得られた追加的知見に基づき、必要に応じて更なる規制の合理化を検討してまいります。</p> <p>環境省としては、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の最終処分場に関する技術的検討を行っているところであり、今後の最終処分場の管理のあり方等の検討を進めてまいります。</p>
(4) 横断的事項関係		
	特段の意見なし。	

3. 課題と今後の方向性

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
冒頭柱書		
冒頭柱書	<p>【汚染廃棄物に係る制度見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県外の汚染廃棄物の処理が進捗していない現状を真正面に認識し、汚染廃棄物の早期処理を図るため、現行の枠組みにおいて進展が困難な課題については、制度論的なスタンスから見直しを行う可能性を含め、検討を深めるべき。【宮城県】 <p>【福島県外除去土壌等の処分について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県外の除去土壌等の処分に関しても、地元で対応に苦慮しているため、課題として、以下の一文を追加いただきたい。 ○また、福島県外の除去土壌等についても処理が円滑に進められるよう、これまで以上に積極的に環境省が関与することが重要。【宮城県】 	<p>特措法に基づく施策については、その実施状況を踏まえ、必要に応じ見直すこととしており、本検討会においても、そのような観点からご議論いただいているところです。</p> <p>指定廃棄物の処理については、現時点において具体的なスケジュールをお示しできる状況ではありませんが、今後とも、関係者との対話の努力を継続し、問題の解決に向けて各県ごとの状況に応じたきめ細かな取組を進めてまいります。</p> <p>放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、周辺住民及び作業員いずれの安全も確保した上での処理が可能です。一方、ご理解のとおり、処理が円滑に進んでいない場合があることも承知しており、国としても、廃棄物の性状やその処理に係る安全性についての普及啓発を行うこと等により、処理が進むよう引き続き取り組んでまいります。</p> <p>福島県外の除去土壌については、特措法に基づき、除染実施者である市町村等が行った除染による発生物であるため、除去土壌の処分についても、各市町村等においてご対応いただくこととなりますが、環境省としても、適切に処分方法を策定するとともに、必要な財政措置や技術的な支援を行ってまいります。</p> <p>(なお、福島県外除去土壌に関する今後の方向性については、別途記載しております。)</p>
冒頭／(3) 汚染廃棄物の処理	<p>【指定廃棄物の発生県内処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 3 月 30 日に環境省は今後の処理方針として、指定廃棄物が多量に発生し、保管が逼迫している 5 県では、平成 26 年度末を目途として、国が必要な処分場等を集約して設置するとした内容を公表しておりますが、特措法が公布されて約 6 年 5 ヶ月を経過した現在、5 県のいずれの県においても最終処分場は建設されておらず、その処理方針は事実上、方針転換され、ダブルスタンダードになっております。平成 27 年度取りまとめでは、『懸命に道筋を模索している最中の課題については、現行の制度的枠組みを見直すことがその解決に資するとは考え難いことから、地元理解の促進を図られるよう地元の立場や思いを十分理解した上で、更に丁寧な説明や対話を行っていく必要がある。』としていましたが、その後、2 年が経過しても、5 県の状況に大きな変化はありません。その原因を究明し、理由を明らかにすべきであります。国による自己評価、そして第三者による評価を行い、その結果を公表すべきと考えます。また、本県と宮城県において各 3 回ほど開催されたフォーラムにおいても、一方的に選定プロセス等の説明に終始するだけで、参加者の意見に対する本質的な議論がされておらず、民意を無視していると言わざるを得ません。フォーラムを実施したという実績のみを掲げるだけでなく、地元住民、自治体等の意見等に対し、真摯に耳を傾け対応すべきと考えます。さらに、特措法において、放射性物質の発生源を明確にせず、指定廃棄物は県内で発生したものであると定義付けを行い、さらには、原子力事業者の最終処分を免除し、東京電力の企業責任を曖昧にしまったことに原因があります。もともと、稲わらや牧草等は、放射性物質が放出されなければ資源物であったはずのものです。特措法成立時は、 	<p>指定廃棄物の処理については、平成 23 年 11 月に閣議決定された特措法基本方針に基づき、指定廃棄物が排出された都道府県内において行うこととしています。</p> <p>当該方針については、第 8 回検討会において、委員より、発生県内処理の方針は維持するのが適当、いまだ住民の帰還が完了していない福島県の負担を踏まえれば福島県に集約することは到底理解が得られない、処理技術は確立されており技術的な基準を明確にして住民が納得できるような形で長期管理すべき等のご指摘があり、十分にご議論をいただいたものと考えています。</p> <p>引き続き、地元の状況を踏まえつつ関係者への丁寧な説明や意見交換等の取組を進めてまいります。</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>確かに事故後間もない混乱の最中でありました。もし、このまま「県内処理」となれば、それが前例となってしまう悪しき慣例はなくなってしまいます。また、原発再稼働の中で、万が一、今後、同じような事故が発生した場合、日本国中が最終処分場だらけになり、放射能に汚染された国になってしまいます。以上を踏まえ、福島第一原発事故から7年が経過しようとしている現在まで、どの県にも処分場が設置されていない現状をよく見つめ直し、その原因を究明し、特措法の基本方針の見直しを含めた、大所高所からの判断が必要であると考えます。そして、放射能は拡散させるのではなく、廃棄物の処理原則である集中処理に則り、適地を選定することではないかと考えます。【栃木県塩谷町】</p>	
(1) 除染		
<p>除染後のフォローアップ等</p>	<p>【フォローアップの対象等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な知見が蓄積され、フォローアップ除染の検討における基準も明確になっていることから、今後の取組を、「個別に判断しながら実施していくべき」とするのは、具体的ではない。面的な除染の完了に伴い、これからは、リスクコミュニケーションに重きを置き、市町村、地域にとって有効な情報を発信していくべきである。そのためにも、ざっくりした表現ではなく、市町村、地域における放射線量等の現状から、「汚染状況重点地域」指定したように、フォローアップ除染の対象となるか否かを検討、判断し、環境大臣が地域を指定すべきである。【福島県白河市】 〈除染後のフォローアップ等〉の項目に「除染に伴い生じた農地の不具合」に関するフォローアップについても記述すべき。【福島県】 	<p>ご指摘のとおり、環境省としても、今後はリスクコミュニケーションを含め必要な施策を進めることが重要と考えます。フォローアップ除染については、面的除染の実施済み地域全域を対象としつつ、「フォローアップ除染の考え方について」(2015年12月21日)に基づき個々の地点の状況を踏まえて総合的に判断する必要があり、新たな地域指定の枠組みは馴染まないと考えております。</p> <p>なお、農地についてご指摘のような事例が見られる場合には、個別の状況を踏まえた対応をとっているところです。</p>
	<p>【指定解除の考え方と解除後の計画・体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況重点調査地域の解除については、特措法第33条に規定されていますが、具体的な内容が記載されていないため、特措法により、解除要件を規定していただきたい。【千葉県印西市】 汚染状況重点調査地域の指定解除については、県内9市の意向も踏まえつつ、現在各自自治体での除去土壌の仮置きが続いていること、除染実施計画の除染等の措置の完了時期は経過していること等を考慮して検討を進めていただきたい。【千葉県】 「指定解除を検討する場合には当該市町村において解除後も除去土壌等を保管・処分するための計画・体制が確保されることを前提に」を削除されたい。【群馬県下仁田町】 「当該市町村において解除後も除去土壌等を保管・処分するための計画・体制が確保される・・・」から「・処分」を削除し「当該市町村において解除後も除去土壌等を保管するための計画・体制が確保される・・・」としてもらいたい。【千葉県松戸市】 保管処分するための計画が確保されることを前提とあるが、計画策定を市町村に求めるかの内容に受け取れる、処分の計画は本来国が行うべきで、特措法第3条の国の責務に基づく表現とすべき。【福島県伊達市】 除染等の措置解除後の除去土壌等の運搬、収集、保管、処分について、国の責任で適切に対処すべき旨、明確に記載すべき。【福島県三春町】 汚染状況重点調査地域の指定と除去土壌等の保管等について制度的に切り離すのであれば、市町村において除去土壌等を保管・処分するための計画・体制が確保されることを担保するに足りるだけの法的・技術的・財政的な支援をまずは国が整えるべきである。さらに、特に本市では十分な仮置場を確保できなかったことから、除去土壌等については長期にわたり現場保管を強いられており、土壌等の除染等の措置と除去土壌等の保管・輸送・処分は一連の行為として住民に認識されていることから、空間放射線量率を根拠として制度的な切り離しを図るのであれば、国が前面に立って住民の十分な理解を得るべきである。【福島県郡山市】 汚染状況重点調査地域の解除を検討する場合には、除染等の措置が終了した市町村についてとあります。このことから、汚染状況重点調査地域の解除には「除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」が含まれないと思われませんが、特措法の中で「除染等の措置」や「除染等の措置等」の2つの表現があり、複雑で理解しにくいいため、より平易な表現をお願いします。【千葉県印西市】 	<p>汚染状況重点調査地域の解除の要件については、特措法において「汚染状況重点調査地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたとき」と規定されているところですが、ご指摘を踏まえ、解除に当たっての詳細や環境省としての考え方について、今後、取りまとめの内容を踏まえ、解釈通知の発出等によって、関係自治体にお示ししてまいります。</p> <p>なお、特措法上、除去土壌の収集・運搬・保管・処分に係る責任主体は除染実施者とされており、汚染状況調査地域の指定解除の可否によって当該責任主体が変わることはありません。ただし、福島県内の汚染状況重点調査地域においては、除染実施計画に国が除去土壌等を中間貯蔵施設へ輸送すること等が明記されていることをもって、「除去土壌等を保管・処分するための計画・体制が確保」がされているものと考えられます。</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>【森林・林業の再生等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のとおり3ボツとして追記 『・森林の放射性物質汚染対策については、モデル事業の検証を踏まえて森林・林業の再生に向けた各種取組のあり方を検討していくとともに、生活圏の里山など必要箇所については除染を継続して行うべき。』【福島県双葉町】 	<p>ご指摘を踏まえ、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき実施する旨追記します。</p>
仮置場の適正管理	<p>【管理主体の明記】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮置場は、市町村が管理していることを明確に記載すべき。【福島県三春町】 <p>【農地の原状回復】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈仮置場撤去後の原状回復〉の項目を追加し、農地等の原状回復の内容を明確に記述すべき。【福島県】 <p>【現場保管への言及】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮置場だけでなく現場保管についても何らかの言及をすべきではないか。【栃木県鹿沼市】 	<p>ご指摘を踏まえ、取りまとめ案に反映させていただきます。</p> <p>仮置場等の原状回復の内容については、除染関係ガイドラインにおいて記載することとしており、本年3月27日に、除染関係ガイドライン第2版に追補（「第4編 5. 仮置場等の原状回復」）する形で公表しているところです。</p> <p>現場保管の扱いについては、除染関係ガイドラインの記載も踏まえつつ、具体的な課題に対して個別に対応しているところですが、ご指摘を踏まえ、「仮置場等」とし、取りまとめ案に反映させていただきます。</p>
福島県外の除去土壌	<p>【関係法令等との整合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 除去土壌の再生利用や処分については、特措法のほか、従来から関係法令（原子炉等規制法や放射線障害防止法の放射性廃棄物、クリアランス制度）との整合性を図るとともに、再生利用に関して全国的な統一の取扱いとするよう整理すべき。【福島県】 <p>【処分方法に関する検討の早期化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 除去土壌の取扱いについて、安全の確保に留意しつつ、迅速に検討する旨を明記すべき。（案文） 『福島県外の除去土壌の取扱いについては、（中略）除去土壌の再生利用の取組や他の放射性物質に関する法令との整合性、周辺環境の安全確保にも留意しながら検討を進め、早急に結論を得るべき。』【茨城県】 県内の除去土壌の処分については、環境省から処分基準が示されていない状況で、早急に制定するよう繰り返し要望しているところなので、以下のように修正願いたい。 『○福島県外の除去土壌の取扱いについては、埋立処分の実証事業等を通じて得られる知見や、保管されている除去土壌の放射性物質濃度が比較的低い水準であることを踏まえつつ、除去土壌の再生利用の取組や他の放射性物質に関する法令との整合性にも留意しながら、環境省が早期に処分基準が提示できるよう検討を進めるべき。』【宮城県】 <p>【安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在計画されている実証事業ではフレコンバッグを破袋してから埋め立てて放射性物質が浸透しないことを実証しようとしているが、これとは逆にフレコンバッグや遮水シートが地下にあったままでもフレコンバッグや遮水シート自体が環境中への影響がないことを確認してもらいたい。【千葉県松戸市】 <p>【再生利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> P.9の表現「除去土壌の再生利用の取組や他の放射性物質に関する法令との整合性」の表現は、「福島県内の除去土壌の再生利用の取組や～」と記載するとともに、「法令の整合性に留意するとともに、除去土壌を保管している県及び市の意見を把握し」と追記していただきたい。【千葉県】 <p>【その他再生利用関係の要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> もし除去土壌の再生利用が採用された場合には、当市の除去土壌は当市内での再生利用となるのでしょうか。科学的知見や実証実験等のデータから安全と言えるのであれば、国直轄の公共事業での再生利用の検討をお願いしたい。【千葉県印西市】 <p>【除去土壌の処分方法に係るリスクコミュニケーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県外に保管されている除去土壌の処分方法については、現在「除去土壌の処分に関する検討チーム」において、実証事業による埋立処分等の検討が行われているが、たと 	<p>除去土壌の処分については、再生利用の取組や他法令等との整合性に留意して検討を進めていくべきである旨を記載しております。</p> <p>再生利用については、除去土壌の取扱いに関する放射線防護上の考え方は、福島県内外問わず、統一的なものとなると考えております。</p> <p>県外除去土壌の処分に当たっては、本年度設置した「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」における議論を踏まえ、今後、実証事業を通じて処分方法の安全性等を検証していく予定です。実証事業の結果が取りまとめられた後は、速やかに処分方法を検討していきたいと考えており、その旨を取りまとめ案に反映いたします。</p> <p>現在の保管基準においては、除去土壌はフレコンバックや遮水シートを用いて保管することとなっておりますが、フレコンバックや遮水シートの一般的な用途に鑑みれば、それ自体が環境中に影響することはないと考えています。</p> <p>ご指摘を踏まえ取りまとめ案に反映いたします。</p> <p>除去土壌の再生利用については、事業の実施主体や実施場所等に関わらず、検討を進めてまいります。</p> <p>除去土壌の処分方法を策定した際には、福島県外の市町村による除去土壌の処分が円滑に進むよう、ご指摘の趣旨も踏まえ、国としても技術的支援等の必要な対応を行ってまいります。</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>え、実証事業により生活環境への影響がないことを示したとしても、住民は納得しない。関係法令との整合性に留意しながら検討を進めるとあるが、法令ばかりでなく、福島県に隣接する住民への配慮も必要ではないか。また、国の実証事業により得られた知見を踏まえ、検討した内容であることから、処分方針が決定された場合は、国が責任を持って、直接住民に説明すべきである。【宮城県白石市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分基準を示す際には、国として国民の理解が得られる科学的根拠を基に基準を示し、国としても説明責任を果たしてほしい。また、データを示すだけでなく、市民感情に十分寄り添い、市民に理解をさせる努力をしてもらいたい。【千葉県松戸市】 ・除去土壌の処分方法については、安全性が確保されつつ、地域からも理解が得られ、現実的に処分が進むものとなるよう検討を行うべき。【栃木県】 <p>【除去土壌の処分責任・処分主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分を実施するにあたり必要な処分場を、国の責任において速やかに確保すること。【千葉県柏市】 ・除去土壌の搬出や、再生利用の取組みは判るのですが、具体的に最終処分・再生利用の具体的方法や搬出場所の指示について、原因者である国及び東京電力が責任をもって最後まで対応するようご明示いただきたい。【群馬県下仁田町】 ・検討を進めるにあたり、検討対象を特別措置法の対象として実施した除染土に限定することなく、放射性物質による汚染に伴い健康や生活への住民の不安が高まる中で、実情に応じて実施した除染（市民が自主的に実施した除染、局所的に放射線量が高い箇所の除染等）で発生した比較的高濃度の除染土についても同様とすること。また処分の実施に必要な費用について、国の責任において財政措置が実施される制度を構築すること。【千葉県柏市】 	<p>福島県外の除去土壌については、特措法において、除染実施者である市町村等が処分を行うこととされておりますが、環境省としても、適切に処分方法を策定するとともに、必要な財政措置や技術的な支援を行ってまいります。</p> <p>なお、特措法の対象外となる土壌の処分に当たっては、特措法に基づく措置とはならないため、環境省において当該土壌の処分を行うための財政措置を構築する予定はございません。</p>
(2) 中間貯蔵施設		
施設整備・輸送の安全性等	<p>【輸送量増加への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備・輸送の安全性等については、「安全配慮への意識付け」といった事業実施者側の注意喚起的な記述にとどまらず、輸送量が大きく増加することに伴う道路交通安全上の課題や輸送ルート沿道住民の生活環境への影響など、地域に及ぶ課題を明確にした上、対策を講じて実施していく記述にすべき。また、輸送量の増加に伴い、作業員や運転手の質の低下が懸念されるところ、安全に対する意識付けが徹底されず、事故等に結びつくことのないように、事前の対応・対策が重要であることは、記載のとおり。その上で、「適切な人材確保のための関係機関との意見交換」、「必要な取り組み」について、より具体的な対応内容や取り組みの方向性について記述（例示）すべき。【福島県】 ・下線部追記 『これに伴い、新たに様々な工事・輸送関係者が関わると見込まれることから、<u>輸送用道路の補修などによりハード面で安全対策に万全を期すとともに、施設整備や輸送における・・・</u>』【福島県双葉町】 <p>【円滑輸送に係る記載の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送量の増大のみを強調し、円滑な輸送を行うための内容の記載がない。国としての円滑輸送に係る県内住民への総括周知と協力や理解を求める記載が必要ではないか。【福島県伊達市】 	<p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。適切な人材が確保されるための必要な取組については、具体的な内容も含め関係機関との意見交換を通じて明確にする必要があると考えております。</p> <p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。</p>
減容・再生利用等	<p>【国の関与と理解醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生利用については、長期間に渡り、これまでの流通資材と異なる管理が必要となると考えられるため、万一の場合を含めた国の関与（最終的な責任の所在）を明確にすべき。国民的な理解醸成を進める上では、実証事業の段階から、地元理解（不安解消）に向けた丁寧な説明・対応が必要。【福島県】 ・次のとおり修正 『・再生利用を進めるに当たっては、しっかり管理された状態の下で実施されることが国民、地域の方々の理解醸成の観点から重要である。このため、現在南相馬市等で行われている実証事業等を通じて得られた知見を踏まえて制度的な管理の仕組みを構築すべきであり、同時にその過程で実証事業に取り組む自治体を増やしていくなどにより、 	<p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。なお、国民的な理解醸成を進める上で、実証事業の段階から、地元理解に向けた丁寧な対応を行ってまいります。再生利用に関する制度の設計については、ご指摘を踏まえて進めてまいります。</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>徐々に理解醸成を図っていくことも必要である。』【福島県双葉町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業では積極的に情報発信をしているが、福島県の除去土壌を県外の公共工事等に再生利用する際にも、安全性を検証した上で、自治体や市民へ積極的に情報発信をし、さらに自治体が受入の可否を選択できるシステムを構築してもらいたい。【千葉県松戸市】 ・「実証事業等を通じて得られた知見を踏まえて制度的な管理の仕組みを構築すべき」とありますが、「管理の仕組み」に関する今後の具体的な方向性が読み取れません。このことから、具体的な施策として「再生利用品に対する品質」及び「再生利用品の利活用」などについて、国による制度として規格化を図り、以って住民理解が得られる「管理の仕組み」が構築されるよう要望します。【千葉県佐倉市】 <p>【期限等の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のとおり修正 『・2045年3月を期限とした中間貯蔵事業の次フェーズとなる県外最終処分地の選定には時間を要することが予想されるため、戦略的にプロセスを進めるべきである。最終処分地の検討に当たり、中間貯蔵エリアからすべての除去土壌等が搬出されることを前提に、どのような性状・濃度の土壌を取り扱うかといった技術的な部分を検討し、実現可能性の高い効率的な最終処分の方法に関する研究を行うべき。』【福島県双葉町】 <p>【県外最終処分の確実な実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小項目名の修正 「県外最終処分、減容・再生利用」に修正【福島県】 ・課題・方向性の追加（1つ目ポツ） 『・中間貯蔵施設について、30年以内（2045年3月まで）の福島県外最終処分の完了を実現することは極めて重要であり、国は着実かつ確実に実現する必要がある。』【福島県】 ・放射性セシウムの除去や影響を低減させる研究開発・技術実証を加速させ、早期の実装を目指すべき。【宮城県】 	<p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。</p> <p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。 なお、ご指摘を踏まえて最終処分の実現に向けて、放射性セシウムの除去や影響を低減させる研究開発・技術実証を加速し、減容・再生利用を実施するための基盤技術の開発を行います。</p>
中間貯蔵施設の活用	<p>【跡地利用の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「立地地域にとっても価値があるものにすることが重要である。」を削除すべき。【福島県】 ・価値があるとの表現はいかなるものか。「特措法の目的を達成するうえで必要不可欠な施設であり重要なものである」との表現とすべきではないか。【福島県伊達市】 ・次のとおり修正 『・中間貯蔵事業は30年にわたるプログラムであり、立地地域にとっても価値があるものにすることが重要である。今後、放射性物質に関する情報発信・理解醸成の場としての活用も検討すべき。また、除去土壌等が搬出後の中間貯蔵施設の跡地利用についても配慮すべき。』【福島県双葉町】 <p>【保管場所や建物の除染等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体で中間貯蔵施設まで輸送する間に保管していた場所や建物などの除染は、今後どのように行っていくのか？についての記述がないようだが、そこについては、どうなるのか？【福島県三島町】 	<p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。</p> <p>仮置場等の原状回復の内容については、除染関係ガイドラインにおいて記載することとしており、本年3月27日に、除染関係ガイドライン第2版に追補（「第4編 5. 仮置場等の原状回復」）する形で公表しているところですので、そちらをご参照下さい。</p>
※「(2) 中間貯蔵施設」全体	<p>【誤解のない表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3. 課題と今後の方向性」中、「(2) 中間貯蔵施設」の記載内容（9ページ）に、『福島県内に限った内容である』旨を記載されたし。【栃木県那須塩原市】 	<p>「3. (2) 中間貯蔵施設」の記載内容は県外最終処分の選定等の福島県内とは限らない内容も含んでおります。</p>
(3) 汚染廃棄物の処理	<p>【低レベル放射性廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働中の原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物については埋設処分が進められているが、日本原子力発電株式会社東海発電所の廃止措置中に発生する低レベル放射性廃棄物のように、廃止措置に係る低レベル放射性廃棄物については、処分の場所及び手法が決定していないというのが現状であり、誤解を招く恐れがあるため、「原子力発電所等で発生する低レベル放射性廃棄物が安全に処分されている等も含め」という表 	<p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>現は、必ずしも適切ではないと考える。【茨城県東海村】</p> <p>【指定廃棄物の発生県内処理等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県内最終処分の方針にのっとり、国として責任を持って処理を推進すべき。」を、「特措法に基づく基本方針にのっとり、指定廃棄物が排出された都道府県内（又は、都県内）において、国として責任を持って処理を推進すべき。」に改めるべき。【福島県】 ・指定廃棄物については、国が長期管理施設による県内集約処理を進めるとともに、その方針を堅持しつつ、保管農家の負担軽減策を可能な限り早期に講じるとしていることから、これまでの方針に基づき、国の責任において、着実に施策を進めるよう最大限努めるべき。【栃木県】 ・安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応していただきたい。【群馬県】 ・指定廃棄物の現地保管が継続している現状を踏まえ、保管場所となっている地元の意向を反映した取組の重要性について明記すべき。【茨城県】 ・市町村等で一時保管が続いている指定廃棄物について、国の責任において、安全・安心かつ速やかに処理を行っていただきたい。【千葉県】 ・課題と今後の方向性を明確にするだけでなく、課題を解決するための具体的な手法・スケジュール等を明確にし、早期に実効性のある取組を進めていただきたい【千葉県松戸市】 ・国が自治体等の関係者に情報提供をしながら、処分先の問題の解決に向けて丁寧に事業を進めるべきである。【静岡県】 ・「・特定廃棄物の処理について重要な進捗が見られた福島県での知見や、他県の事例等を踏まえつつ、地域の意向を踏まえ、地元の理解を得ながら、国が総力を挙げて早急に処分すべき。」と修正すべき。【新潟県】 <p>【指定解除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定廃棄物は国の責任で処理することに鑑み、指定解除後の廃棄物の処理についても、国の責任において処理先を確保すべき。【栃木県】 ・指定廃棄物については、指定解除する場合においても、国が責任を持って、住民等への説明、放射能濃度の再測定、運搬から最終処分まで、速やかに実施するとともに、指定が解除された廃棄物の処分等に要する費用については、国が負担すること。またこれらを法令で明確に規定すること。【栃木県宇都宮市】 ・指定解除された廃棄物の処理については、国が実施することには変わりはないと考える。【栃木県那珂川町】 ・指定解除に向けて国と自治体との連携が示されているが、国は自治体の住民説明など支援を頂きたい。また、指定解除した場合、自治体は処分先が決まらず、苦慮する状態となるのが容易に想像できるが、国が率先して処分先を選定していただきたい。【千葉県流山市】 <p>【特定廃棄物以外の廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定解除された廃棄物や除染廃棄物などを含めた福島県外の汚染廃棄物の処分先の確保に国として積極的に取り組むべき。【宮城県】 ・「・また、指定解除の制度を活用した廃棄物の処理が着実に実施されるよう、濃度がもと8,000Bq/kg以下の廃棄物の円滑な処理のを含め、国と自治体等の関係者が密に連携を図りながら、処分先の問題の解決に向けた取組を進めるべき。」と修正すべき。【新潟県】 ・「・8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理が円滑に進むよう、その安全性について広く説明を行うなど、国において対策を講じるべき。」を10ページ8行目に追記する。【千葉県】 	<p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。</p> <p>指定廃棄物については、特措法基本方針に基づき、指定廃棄物が排出された都道府県内において処理を行うべく、引き続き、各県の状況を踏まえつつ地元の皆様への丁寧な説明や意見交換等の取組を進めてまいります。また、各県内において一時保管されている指定廃棄物については、現時点で具体的なスケジュールをお示しできる状況ではありませんが、今後保管が長期に及ぶ場合であっても、安全に処理がなされるまでの間、国として全面的に責任をもって対応してまいります。</p> <p>また、指定解除後は、廃棄物処理法に基づき、市町村又は排出事業者の処理責任の下、処理を行っていただくこととなりますが、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成28年4月28日）でお示ししているとおり、国としても、指定解除後の廃棄物の処理が最後まで円滑に進むよう、処理業者、周辺住民等の関係者に対する処理の安全性の説明等の技術的支援を行うとともに、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金により処理費用の財政的支援を行ってまいります。</p> <p>指定解除後は、廃棄物処理法に基づき、市町村又は排出事業者の処理責任の下、処理を行っていただくこととなりますが、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成28年4月28日）でお示ししているとおり、国としても、指定解除後の廃棄物の処理が最後まで円滑に進むよう、処理業者、周辺住民等の関係者に対する処理の安全性の説明等の技術的支援を行うとともに、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金により処理費用の財政的支援を行ってまいります。</p> <p>放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、周辺住民及び作業員いずれの安全も確保した上での処理が可能です。一方、ご理解のとおり、処理が円滑に進んでいない場合があることも承知しており、国としても、廃棄物の性状やその処理に係る安全性についての普及啓発を行うこと等により、処理が進むよう引き続き取り組んでまいります。</p>
(4) 横断的事項関係		

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
<p>情報発信・リスクコミュニケーション</p>	<p>【住民の不安解消】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本文の表記中、「住民の納得感を得ながら除染を収束させていくためには～」を、「面的除染終了後の住民の不安を解消するためには～」に改めるべき。【福島県】 地域の方々の不安や懸念を払拭するよう、国として丁寧な説明を行うべき。【宮城県】 今後の放射線対策について、安全面及び技術面だけでなく、財政面、更には情報発信・リスクコミュニケーションにおいても、引き続き国の責任と負担において、行われることを要望します。【千葉県佐倉市】 <p>【住民の理解促進、県外のリスキ、風評被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の課題に言及すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 『○ 放射性物質に汚染された廃棄物の処理をさらに進めるため、積極的な情報の開示や、対象ごとにわかりやすい説明会を開催するなど、住民の理解促進に努めるべきこと。』【福島県】 除去土壌等の処分や指定廃棄物の処理を進めるため、福島県外においても、環境再生プラザ等の機能を活用し、地元へ専門家を派遣するなど、知識の普及啓発や地域とのリスクコミュニケーションを行う体制を拡充すべき。【栃木県】 風評被害に対しては、必要な対策を十分に行うべき。【宮城県】 本市を含む汚染状況重点調査地域は、面的除染が完了し、また放射性物質の物理的減衰や降雨等の自然要因による減衰により、今後更に放射線量は低減するものと思われます。今後は突発的に発生・発見される「側溝や雨樋下等といった局所的な高線量箇所」への対策が必要と考えますが、今回の取りまとめ骨子案において、方向性を含めた具体的な記述はありません。これについて、除染関係Q&Aにおいては「局所的に汚染された地点が存在しても滞在時間の観点から追加被ばく線量は年間1ミリシーベルトには達しない」とされ、「フォローアップ除染の考え方」においては「追加被ばく線量は年間1ミリシーベルト以下が確認できる場合にはフォローアップ除染の検討対象とはしない」とされています。しかし、放射線は人間の五感で捉えることが出来ないため、ひとたび高線量箇所発見に関する報道が行われると、瞬く間に住民の間に不安感が高まり、中にはゼロリスクを求める者の出現など、その対応に苦慮することが予想され、例え科学的、且つ合理的な対策を講じたとしても、住民の不安感を払拭することが困難となり、それらに各自治体間において混乱が生じ、結果として住民の間に風評被害を与えかねません。このため、今後発生し得る「局所的な高線量箇所」への具体的な対応と、風評被害を極力抑えるためにも、住民が容易に納得できるような情報発信・リスクコミュニケーションの実施を行うべきと考えます。【千葉県佐倉市】 	<p>リスクコミュニケーションについて、関係自治体とも協力しつつ、面的除染後の地域や住民の不安や懸念に対応できるよう丁寧に事業を行うこととしており、ご指摘を踏まえ、その旨を記載いたしました。</p> <p>ご指摘を踏まえて取りまとめ案に反映します。</p>
<p>経験の継承・国際的な発信</p>	<p>【市町村事務への配慮等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 除去土壌の処分や汚染状況重点調査地域の解除等で今後、市町村事務が生じることがあると思うが、事務が始まる年度や業務量に留意してもらいたい。【千葉県松戸市】 「震災後数年が」「震災対応に係る」の「震災」を「原発事故」又は「原子力災害」等、別の文言に置換するべきではないか。【栃木県鹿沼市】 本文の表記中、「震災後数年が経過し～」について、「震災後年数が経過し～」に修正すべき。【福島県】 	<p>円滑な処分の実施等必要な取組の実施に当たっては、関係地方公共団体とよくコミュニケーションを取っていきたいと考えております。</p> <p>なお、「原発事故」や「原子力災害」については、その始期と終期が必ずしも定かではないものと認識しており、従って、年数の経過を示す際には、「震災」を基準とすることが適当であると考えます。</p> <p>また、「数年か、年数か」という言葉の使い分けについては、今回のケースであれば、「年数」といたします。</p>

4. おわりに

特段の意見なし。

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
その他	<p>・「市町村」の記載はあるが「福島県」がどうあるべきかの記載が全くない。福島県が、県内市町村との広域調整等の役割を担い、国、県、市町村が一体となり放射能対策にあたっていくべき項目や、県の役割の明記が必要ではないか。【福島県伊達市】</p> <p>・河川の放射性物質汚染対策が触れられていません。【福島県南相馬市】</p> <p>・住民の不安解消のため、フォローアップ除染の対象とならないホットスポット等やリスクコミュニケーションだけでは対応できない場合に対応するための仕組み（セーフティネット）についても検討すべきことを追記すべき。【福島県】</p> <p>・本取りまとめにおいて、1年後を目途として、再度、取りまとめのための検討会を開催していただきたい。さらに、特措法の施行当時から現在までの進捗状況について、第三者による評価を行って点検し、法制度を含めた総合的な検討をするよう記載願います。【栃木県塩谷町】</p> <p>・汚染状況重点調査地域の指定を受けた市及び指定廃棄物が存在する市として、次のとおり要望事項を示しましたので、ご検討をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後、除去土壌の埋設保管を行っている場所（学校の校庭等）の土地利用を図る場合についての国の関与、財政支援等 2. 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金の対象経費以外の部分として、最終処分に至るまでの自治体負担に係る経費の交付税措置等 3. 指定廃棄物が存在（一次保管）している自治体への地域振興策及び風評被害対策 <p>【茨城県日立市】</p> <p>関係自治体からの意見・関係する所管の意見を述べる前に、本町から検討会への意見・要望書を提出させていただきましたが、冒頭に再度、指摘させていただきます。</p> <p>まず、第1点目は、今回の意見照会のことでもあります。現在行われている検討会は、平成27年9月30日に公表された『放射性物質汚染対処特別措置法の施行状況に関する取りまとめ』において、制度の見直しについて、「特措法の基本的枠組みそのものは有効に機能しているところ、除染実施計画の終了の時期(平成29年3月)を目途に、改めて施策の進捗状況を点検した上で、必要な制度的手当て等を行うべき。」とされたことによるものと認識をしておりました。しかしながら、環境省の考え方は、今回の検討会については、前回の取りまとめの中で指摘された補足的な事項を検討するというものであります。前回と同じよう形で、除染・中間貯蔵及び汚染廃棄物の状況等について、特措法に基づく措置の実施者である関係自治体や住民といった現場の生の声を聞きながら、それを踏まえた上で、改めて議論・検討を行うべきではないかと強く要望いたしましたが、実施されませんでした。今回、取りまとめの骨子案の最終段階においての意</p>	<p>特措法上の措置の実施に当たっては、国・県・市町村の連携は非常に重要であると認識しております。ご指摘を踏まえ、取りまとめ案の「4. おわりに」部分において反映させていただきます。</p> <p>河川・湖沼等については、一般的には水の遮へい効果があるため、堆積している底質が周辺の空間線量へ与える影響は極めて小さいことがわかっています。</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が干上がった場合など、水の遮へい効果が期待できない ・空間線量率が高い ・一般公衆の活動が多い生活圏である <p>といった条件に該当すると考えられる箇所について、必要に応じて除染を実施しているところですが、原則としては除染の対象となっていないものであるため、本検討会の取りまとめ案への記載には馴染まないものと考えます。</p> <p>住民の不安解消に当たっては、除染のフォローアップ・リスクコミュニケーションを含めて必要な施策を進めています。ご指摘の趣旨も踏まえつつ、具体的な課題毎に、個別に必要な対応を丁寧に行ってまいります。</p> <p>特措法については、今回の取りまとめの方向性に沿って施行しつつ、その進捗に照らして必要な場合には改めて点検や検討を行う旨を記載いたしました。</p> <p>・1について 仮置場等の原状回復の内容については、除染関係ガイドラインにおいて記載することとしており、本年3月27日に、除染関係ガイドライン第2版に追補（「第4編 5. 仮置場等の原状回復」）する形で公表しているところですので、そちらの内容をご参照下さい。</p> <p>・2について 個別の申請における対象経費については、申請ごとに調整させていただいています。</p> <p>・3について 地域振興策及び風評被害対策については、長期管理施設の設置を前提に、自治体を実施する事業を幅広く支援するための予算を毎年度の予算に計上しております。また、指定廃棄物の処理に関する基礎的な知識の普及、処分施設の必要性や安全性の説明、モニタリング情報の公開等により、引き続き地元住民や国民のご理解を得るための取組を進めてまいります。</p> <p>本意見照会については、重要な関係者である自治体の皆様よりご指摘をいただき、本検討会の取りまとめをよりよいものとするため、骨子案への意見照会として実施することとしたもので、骨子案へのご意見、今後の施策のあり方についてのご意見等、様々な貴重なご意見をいただきました。ご意見を踏まえて取りまとめ案を作成するとともに、いただいたご意見は今後の施策において参考にさせていただきます。</p> <p>また、特措法に基づく施策については、その実施状況を踏まえ、必要に応じ見直すこととしており、施行状況検討会においても、そのような観点からのご議論をいただいていたところですが、指定廃棄物の発生県内処理の方針についても、第8回施行状況検討会において改めて十分なご議論をいただいたものと考えています。</p>

項目	関係自治体からの意見	環境省の見解
	<p>見徴収がありましたが、「結論ありき」の骨子案の提示であると感じています。本意見聴取は、いわゆるパブリックコメントにすぎず、関係自治体や住民の考え方が何一つ反映されることはないものと理解しております。</p> <p>次に、第 2 点は、施行状況検討会の会議運営についての問題であります。第 6 回検討会において、伊藤副大臣は冒頭の挨拶の中で、『委員の先生方には、施行後 6 年の法律の運用を全般的に点検していただきまして、制度見直しの可否を含めまして、大所高所から幅広く忌憚のないご指摘と活発な議論を』と述べられております。しかしながら、副大臣の言葉とは裏腹に、引き続きこの方針を進めて行くことを前提として、『進めるに当たっての留意点』を議論するよう設定されており、現行の枠組みの維持・継続ありきの手法をとっていると感じざるを得ません。さらには、昨年 12 月 5 日に開催されました衆議院の環境委員会において、大臣及び幹部から「県内処理の方針を堅持したい」という発言が何度もありました。検討会での検討結果が出されていない中での「方針堅持ありき」とも受け取れる発言に違和感を覚えると同時に、検討会での議論を蔑ろにしているように感じる答弁でありました。</p> <p>以上、2 点について指摘させていただきます。【栃木県塩谷町】</p>	